

考への基礎を以て

49.2.16
6

宮下人

遺骨は有体物ではあるが、賤物ではないので、相続

法律と明文規定はないから

賤産に含めるべきでなく、むしろ祭祀財産として

の人の慣習と看做すべきである

~~慣習上~~ 祭祀を行なう者に帰属する。 ~~したがって~~

かかると考えれば

本件遺骨もこれを祀る意思を有する者とみられる

(させるのが合理的)

遺族等に帰属 ~~する~~ であり、これを 韓国の法律

に適切な基準を置いた範囲内に見出すことは

可能

~~である~~ であると判断される。 また、ある遺骨について

将来 2 以上の祭祀者が判明 ~~する~~ 可能性が

ある場合であっても、そのことは祭祀という性格上

これらの順位を考慮するまでもなく、すでに判明した

一人の祭祀者たる遺族等に引渡すことをさまたげる

ものではない。

イ. ~~保管者~~の義務

厚生省が遺骨を保管している法的意義は、

使用者責任との意見もあるが、むしろ民法上の事務

(いと判断されている。) は 正当な族
管理に近く、したがって厚生省が遺骨を遺に

~~交付する法的根拠は遺族の保管者に対する引~~

(引渡すまで) 義務を負う。
~~渡し請求権を善管義務者としての引渡してあり~~

若し遺骨の帰属すべき正当な遺族を確認

しないうちに、これを一括して韓国政府等に引渡

した場合は 管理者としての善管義務に違反したことによるおそれが増く

なり、その後 正当な遺族から要求があった場合これに

対抗できないことになる。

次頁不開示

(3) 国会対策上の問題点

本件に関し、過去国会での論議となったのは

昭和41年4月1日 第51国会の衆議院予算委員会

これに対しては

内容の公表

ア 本件の交渉の進展が国会 ~~開催~~ 会期

をはずして行なわれよう、考慮する。

イ 国会答弁の応答の方策を事前に確立しておく

ことが重要である。

(4) その他

ア 過去の経験によれば「正当な遺族」と判定

するための審査には極めて時間を要する(246柱

の場合約2ヶ月を要した) ~~場合~~ ので韓国側の3月

10日の返還期日に ~~対応~~ 応じることは事実上困難で

~~理由~~ あり、返還要求数、審査難易度(縁故関係

の遠いものは照会等の手続により時間を要する)に

よって左右されるので、返還時期は前もって決

定することなく、具体的返還要請を受け付けた後に

協議により決定することに望ましい。

イ. 韓国内での遺族さがしの結果判明した縁故

~~の規準~~
~~条にお~~
者が、~~当方~~ ~~縁故者~~にあたらぬ ~~場合~~ ~~に~~ 遺骨を返
~~送る~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~選~~ ~~ば~~ ~~ず~~

~~選~~ ~~ば~~ ~~ず~~ ~~る~~ ~~場~~ ~~合~~ ~~は~~ ~~韓~~ ~~国~~ ~~の~~ ~~民~~ ~~間~~ ~~感~~ ~~情~~ ~~の~~ ~~上~~ ~~か~~ ~~ら~~ ~~な~~ ~~い~~
~~こと~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~内~~ ~~で~~ ~~的~~ ~~反~~ ~~ば~~ ~~ら~~ ~~ず~~

~~不~~ ~~要~~ ~~の~~ ~~混~~ ~~乱~~ ~~を~~ ~~招~~ ~~く~~ ~~お~~ ~~そ~~ ~~れ~~ ~~が~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~の~~ ~~で~~、~~韓~~ ~~国~~
~~か~~ ~~ら~~ ~~な~~ ~~い~~

側の今後の出方により、従来返還要求のあった

都度韓国側(遺族側)に通知していた返還

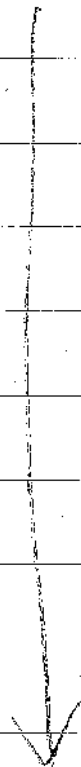
細部手続のうち、遺族及び縁故者の範囲と

審査に必要な書類を事前~~に~~韓国側~~に~~

示すことが得策と思われる。~~が~~ただしこの案は

韓国の反対をうけても当方案としては動かし

がたいことを認識させる必要がある。



6. ついては以上の点を考慮して、^{とりあえず} 次のラインに

より、韓国との本内題の交渉を進めることとした。

(1) 第3回日韓閣僚会議で合意した返還

方式を変更する理由が認められないので、従

来の要領により遺骨を引渡す~~こととする~~。

(2) 返還期日は具体的返還要請を受け

(当における数量の見直しをまとめたとして)

たのち韓国側(遺族)へ通知~~することとする~~

する

(3) 引渡しに際しての細部事項は、すでに

行われた例に準ずると、(2)との関連

により、その都度検討する。

(3)
 (4) 遺族及び縁故者の審査のため日本側

基準は韓国民法第777条に示されている

親族の範囲である。また ~~審査~~ 返還

申請にあたり必要な書類は遺族又は縁

故者と死没者との身分関係を明らかにする

ことができる戸籍の謄(抄)本及び本人の現

住地を明らかにすることができる書類のほか

本人が直接引取りをした場合はこれを委任したこ

と証明する書類である。

(4) 前頁の総論